

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



和歌祭/神輿おろし(紀州東照宮)/和歌山市

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com

「和歌祭/神輿おろし(紀州東照宮)」

和歌祭は毎年、5月第2週日曜日に行われる紀州東照宮の大祭の渡御の呼称です。別名、紀州の国祭、天下祭、権現祭とも呼ばれ、親しまれてきたお祭りの行列です。

徳川御三家である紀州家が、徳川家康の神霊を慰める目的で、往時をしのぶ祭りとして約400年前に始まりました。そのため、祇園祭や葵祭と並ぶ日本の代表的な祭りとして行われていたと伝えられています。

－ 目次 －

平成25年度税制改正特集	1
役員会報告	5
組合の動き	6
青年部の動き	7
雑学の泉	8
会社訪問	9
趣味のコーナー	10
編集後記	11

平成25年度 税制改正特集



淡路満会計事務所 所長
組合顧問 税理士

淡 路 満



現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用、所得の拡大、中小企業対策、農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。又、社会保障、税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

(平成25年1月29日閣議決定)

「相続税、贈与税関係」注1、平成27年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与から適用

(1) 相続税が高くなります (相続税の基礎控除額の縮小)

① 相続税の基礎控除額の引き下げ

改正前	改正後
基礎控除 5,000万円+1,000万円×法定相続人数	基礎控除 3,000万円+600万円×法定相続人

例1 夫が亡くなり、遺産総額3億円を妻と子供2人に相続した場合

改正前		改正後	
基礎控除額 5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円		基礎控除額 3,000万円+600万円×3人=4,800万円	
相続税 妻	2,700万円	相続税 妻	3,340万円
子供(一人)	950万円	子供(一人)	1,190万円
相続税総額	2,700万円+(950万円×2人)=4,600万円	相続税総額	3,340万円+(1,190万円×2人)=5,720万円

※ 配偶者の相続税額の軽減は考慮していません (相法19の2①)

差額 5,720万円 - 4,600万円 = 1,120万円 → 高くなる相続税

相続税は現在別表1で示すように、一年間の死亡者数の4.1%が課税対象となっています。今回の改正のポイントは基礎控除等の見直しにより課税対象者数を6%超に引き上げようとするものです。ただ相続税の税収は一年間に1兆2,500億円程度(平成24年国税庁発表)で、消費税の1%に相当する税収です。

又、別表2で示すように相続財産の構成割合は土地の値段が下がったとはいえ、不動産の占める割合は51.8%(家屋を含む)です。

従って相続税の支払いは不動産に対するものが主ですから、相続対策は早めに打っておかないと相続人が納税に窮することになり、ましてや同族会社の場合、会社の不動産や同族会社の株式を処分するわけにいきません。(不動産の物納制度及び同族株式の納税猶予制度「今年度改正で規制が緩和」があります)

別表1 ①相続税の申告事績

区 分	平成22年分	平成23年分
死亡者数(被相続人)	1,197,012人	1,253,066人
相続税の申告書(相続税がある者)の提出の係る被相続人数	49,891人	51,409人

課税割合		4.20%	4.10%
被相続人一人当たり	課税価格	20,962万円	20,872万円
	相続税額	2,356万円	2,435万円

別表2 ②課税財産内訳

区分	土地	家屋	有価証券	現金預貯金	その他
平成13年	59.1	4.6	10.1	15.6	10.7
平成22年	48.4	5.8	12.1	23.2	10.6
平成23年	46.0	5.8	13.0	24.2	11.0

※平成24年12月 国税庁

※被相続人数（死亡者数）は厚生労働省統計情報部「人口動態統計」

(2) 相続税最高税率の引上げ

相続税の税率が、遺産総額6億円超の遺産に最高55%に引き上げられます。

改正前 最高税率50% → 改正55%

(3) 小規模宅地等の特例適用の拡充

①特定居住用宅地等に係る特例適用対象面積

改正前 240㎡ → 改正後 330㎡

(4) 未成年者控除、障害者控除の改正

①未成年者控除（20歳未満）

改正前 6万円 → 改正後 10万円

②障害者控除（85歳まで）

改正前 6万円（特別障害者12万円） → 改正後 10万円（特別障害者20万円）

(5) 国外財産に対する課税強化

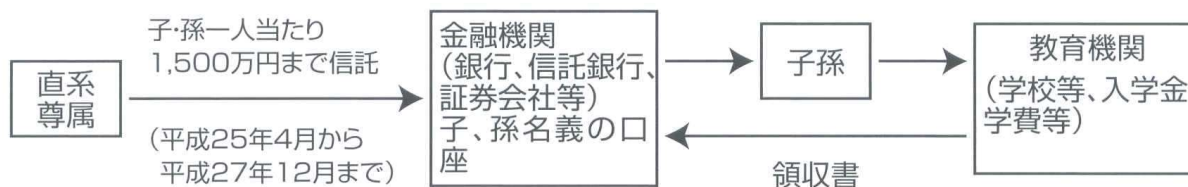
日本国内に住居を有しない個人で日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産が相続税又は贈与税の課税対象となります。

(6) 贈与税（相続時精算課税制度）の対象者拡大

相続時精算課税の受贈者に、年齢20歳以上である孫（現行、推定相続人のみ）が追加され、贈与者の年齢要件も65歳以上から60歳以上に引き下げられます。

(7) 直系尊属（祖父母等）から子・孫への教育資金1,500万円一括贈与が非課税

図1 教育資金贈与税の仕組み



※ 孫が30歳になるまでに教育資金として使用した場合は非課税となる。残った資金は贈与税が課税される。

「法人税・所得税関係」

(1) 従業員を増加させた場合の減税限度額の拡大

従業員を増加させた場合、その増加人数に応じて法人税額から控除できる雇用促進税制について、その税額控除限度額が以下のように引き上げられた。

増加雇用者数一人当たりの税額控除限度額

改正前 20万円 → 改正後 40万円

(2) 中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入できる

交際費等の損金不参入制度における中小企業の損金算入の特例が下記〔図2〕のとおり見直された。これにより、中小企業の支出交際費は年800万円までは法人税がかかりません。

図2 交際費600万円を使った中小企業A社の場合

改正前		改正後	
損金算入	損金不算入	損金算入	損金不算入
600万円×90%= 540万円	600万円×10%= 60万円	全額損金算入	0円

※平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

(3) 給与を増加させた場合の減税制度（所得拡大促進税制）の創設

青色申告書を提出する法人が、国内従業員に給与等を支給する場合に、給与等の支給額を一定額以上増加させた場合、その増加額の10%を税額控除できる。

- 要件1、給与等支給総額が基準事業年度より5%以上増加していること
- 2、給与支給総額及び平均給与支給総額が前年度を下回らないこと

図3 従業員の給与総額を80万円増やした場合

(1) 従業員	5人
(2) 給与総額	1,500万円 → 1,580万円
(3) 増加割合	80万円 ÷ 1,500万円 = 5.3%
(4) 平均給与額	300万円 < 316万円
(5) 税額控除額	80万円 × 10% = 8万円

※平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度から適用

(4) 商業、サービス業等投資減税制度の創設（認定経営革新等支援機関の支援で税額控除等）

青色申告書を提出する中小企業等で、認定経営革新支援機関等から経営改善の指導をうけて行う店舗改修等に伴う器具備品及び建物附属設備の取得等をして、商業、サービス業用等として事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる。

次のいずれかを選択

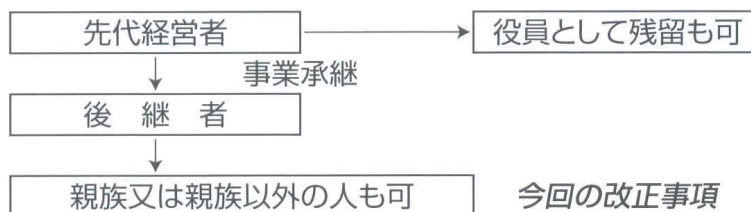
- 1、取得価格の30%の特別償却
- 2、取得価格の7%の税額控除

※平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

(5) 事業承継税制の要件緩和等

非上場株式会社等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度について、大幅な改正が行われた。

図5 事業承継税制



※認定有効期間5年間は平均8割以上の雇用を確保
 ※平成27年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与から適用。

(6) 住宅ローン減税の延長と控除額の拡充

①適用期限の延長 平成29年12月31日まで 4年延長

住宅の取得をして平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、各年の控除限度額は次のとおりとする。

(1) 一般の住宅の場合

居 住 年	借入限度額	控 除 率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	2,000万円	1.00%	20万円	200万円
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.00%	40万円	400万円

注1、一般住宅とは、下記(2)の認定住宅以外の住宅をいう

(2) 認定住宅の場合

居 住 年	借入限度額	控 除 率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	3,000万円	1.00%	30万円	300万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.00%	50万円	500万円

注1、認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう

(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除額（適用期限を平成29年12月31日まで延長）

居 住 年	対 象 住 宅	控除対象限度額	控 除 率	控除限度額
平成26年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
平成26年4月～平成29年12月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円

注1、適用対象となる認定低炭素住宅には都市の低炭素住宅化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される特定建築物である住宅を含む。

「その他の税関係」

(1) 印紙税率が大幅に引き下げられ、負担軽減されます

1、金銭等受取書（領収書等）などの印紙税非課税記載金額の引き下げ

金銭又は有価証券の受取書（17号文書）に係る印紙税の規定について、記載事項が5万円未満（改正前は3万円未満）のものについては、印紙税が課されない。

※平成26年4月1日以後に作成された文書に係る税率が引き下げられます。

2、不動産譲渡契約書等の印紙税率の引き下げ

不動産の譲渡に関する契約等に係る印紙税が特例税率について、適用期限が平成30年3月31日まで5年間延長され、税率が引き下げられた。

契 約 金 額		現 行	改 正 案
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円	1万円
5,000万円超	1億円以下	4万5千円	3万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

役員会報告

1月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成25年1月23日(水) 午後5時より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事9名、監事2名
- 1. 出席役員 理事8名、監事2名

議事の大意は次のとおり

第1号議案 組合所有不動産の鑑定評価について

議長の命により事務局長から、組合所有の不動産について、脱退による持分配当に使用するため、決算書では従来どおり税法による簿価で計上するが、決算日現在における鑑定評価を、不動産鑑定士に評価してもらい、それに基づき持分配当をすることが妥当と考えるので、今年度から実施したい旨提案、了承を求めたところ、全員異議なく了承した。

第2号議案 車の買い替えについて

議長の命により事務局長から、本部使用の軽自動車（購入後13年）の買い替えについて、別紙見積書により提案、全員異議なく賛成にて可決。

第3号議案 組合職員の採用について

議長の命により事務局長から、組合職員（本部職員）の採用について、現状では、補充の必要はないが、将来を考えると今から採用して養成しておく必要があるため、予算案を考慮しながら採用を検討したい旨提案、了承を求めたところ全員異議なく了承した。

報告議題

事務局長より下記の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 建設教育訓練助成金制度の廃止について
- 2. 職長・安全衛生教育の開催について
- 3. 各種講習会実施表 労働基準協会
- 4. 全管連会長表彰 該当候補者の推せんについて
- 5. 平成24年度 排水設備指定工事店（新規・更新）登録申請及び、排水設備等工事責任技術者（新規・更新）登録申請について

以上